

教職課程に関する Q&A

Q1 教員免許制度について教えてください。

A 幼小中高や特別支援学校の教員になるためには、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有する者でなければなりません。これを免許主義といいます。教員免許を取得するためには原則として教員養成系大学か大学の教職課程で教育実習等を含む必要な単位を取得しなければなりません。小中学校の免許を取得するには、この他に1週間の介護等体験も義務付けられています。

免許状には普通免許状と特別免許状と臨時免許状があり、それぞれ有効期間が設けられています。教職課程を履修して取得するのは普通免許状で、有効期間は10年です。有効期間を更新するためには大学等で開催される免許状更新講習を30時間受講し、認定試験に合格しなければなりません。特別免許状は免許状を有しないが特別に優れた知識や経験を有する社会人等を学校に採用するための免許状です。臨時免許状は助教諭のための免許状です。

普通免許状は取得した課程と単位数によって、専修免許状(修士課程修了)、一種免許状(大学卒業)、二種免許状(短大卒業)に分かれます。専修免許状を取得するには、あらかじめ同一教科の一種免許状を取得している必要があります。本学には修士課程がありますので、教科によっては学部で一種免許状を取得した後、大学院に進学し専修免許状を取得することも可能です。

免許状を授与できるのは(授与権者)、大学ではなく都道府県の教育委員会です。公立学校の教員に採用されるには免許状のほかに教員採用試験に合格する必要があります。採用試験は都道府県及び一部の政令指定都市で行われ、各教育委員会が毎年採用者を決めます。普通免許状は全ての都道府県で有効(つまり授与された県以外で教員として働くことが可能)です。政令指定都市は、教員の採用はできますが、授与権者ではありません。特別免許状と臨時免許状は授与された都道府県内のみで有効です。私立学校の教員になる場合にも教員免許は必要です。

Q2 複数教科の免許を同時に取得する場合、ひとつの授業の単位を複数の教科の科目としてダブルカウントできますか。

A できません。取得を希望する免許状教科に必要な科目は免許教科ごとに別々に指定されていますので、「教科に関する科目」(2019年度入学者は、「教科及び教科の指導法に関する科目」)をそれぞれ免許教科別に履修する必要があります。

ただし、教育職員免許法施行規則第66条の6に規定する日本国憲法、体育、外国語などの科目の単位は共通に使えます。

また、「教職に関する科目」の中の「各教科の指導法」以外(2019年度入学者は、「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」(以下、「教育の基礎的理解に関する科目等」とする。))の科目も複数免許取得のための単位として共通に使えます。

Q3 他の学科の開設する教科に関する科目を履修すれば、その学科で認定されている教科の免許が取れますか。

A 他学科の開設科目の履修が認められた場合には、必要単位数を履修することによって可能です。「教職に関する科目」(2019年度入学者は、「教育の基礎的理解に関する科目等」)の単位は学科を越えて共通に有効です。ただし、時間割の関係上、4年間で免許申請に必要な単位を修得できない可能性があります。

Q4 教育実習の期間はどのくらいですか。

A 中学校と高等学校の免許では実習期間が異なり、中学が3週間、高校が2週間です。数学の中高の免許を同時に取得する場合は、いずれか一方で3週間の教育実習を行えば、もう一方で行う必要はありません。ただし、この場合「教育実習1」と「教育実習2」を同時に履修申請しておく必要があります。

Q5 取得しようとしている免許の教科と違う教科(例えば、高校一種の「工芸」を「美術」)で教育実習を行うことはできますか。

A 制度上は可能ですが、取得予定免許教科のある高等学校等での免許教科の授業科目で教育実習を行うことが望ましいです。

Q6 取得しようとしている免許の学校種と違う学校(例えば、高校一種の実習を特別支援学校)で教育実習を行うことはできますか。

A 可能です。

Q7 教職課程の履修をするためには、年間の履修申請単位数の上限を超えてしまいそうです。教職課程を履修する学生は50単位を超えて履修申請できますか。

A 教職を取ろうとする学生には1年生から年間申請単位数の制限を超えて申請を認める場合があります。単位数の上限については各キャンパスの支援課教務係に相談してください。ただし、教職課程を履修するには、かなりの時間と労力がかかると思いますので、学科の学習と両立できるのかをよく考え、計画性をもって履修してください。

Q8 他大学や課程認定以前に履修した本学の英語、情報機器の操作及び体育に関連する単位を教育職員免許法施行規則第66条の6に規定する科目の単位として認定できますか。

A 認定できます。ただし、「英語」は「外国語コミュニケーション」の内容以外の科目は認定できません。また、「法律学」は「日本国憲法」として認定できません。

Q9 放送大学の単位でも教育職員免許法施行規則第66条の6に規定する科目の単位に含めることは可能ですか。

A 可能です。どの科目が可能かは放送大学に問い合わせてください。

Q10 高校「工業」の免許の場合のみ、「教職に関する科目」のすべてまたはその一部を教科の「工業に関する科目」の単位の同数と代替可能という特例措置規定があると聞きましたが、これは本学の場合も有効でしょうか。

A 有効です。ただし、この場合でも「職業指導(2単位)」を含む「工業に関する科目」と「教職に関する科目」(2019年度入学者は、「教育の基礎的理解に関する科目等」)の単位を合計して59単位以上取得しなければなりません。

Q11 教育職員免許法施行規則第66条の6に規定する科目は認定課程を有しない大学での取得単位でもよいですか。

A よいです。短大での取得単位でもかまいません。この場合66条の6に定める内容が含まれるか否かは、本学がその大学のシラバス等により適切に判断し単位認定することが必要です。